

鹿野町鹿野財産区議会について

経過と課題

鹿野町鹿野財産区は、昭和30年7月1日、鹿野町、勝谷村、小鷲河村が合併し鹿野町が設置された際に設立された。(管理機関として鹿野財産区管理会設立)

平成16年11月の市町村合併を前に運営方法を管理会から議会制へ変更し、保有する山林等の管理を行っている。

- ・現在鳥取市には55の財産区があるが、唯一鹿野町だけが独自に議会制を取っている。

【概要】

区域面積	228ha (地目は山林、保安林)
予算規模	3,000千円 (令和3年度実績)
基金	5,606千円 (令和4年5月末現在)
議員定数	9名 (任期4年) 令和6年8月31日まで
議員報酬	議長 30,000円
(年間)	副議長 6,500円
	議員 6,500円

- ・木材価格の低迷のため自主財源が乏しく、事業がない場合、基金も年々減少している。
- ・令和2年12月公職選挙法の改正に伴い、鹿野財産区議会議員選挙に係る供託金制度が導入され、次回選挙(令和6年予定)から立候補するにあたり15万円の供託金が必要となる。

こうした背景を受け、令和2年10月から今後の鹿野財産区の在り方について協議を行ってきた。

令和4年10月鹿野財産区管理協議会において「鹿野財産区議会を廃止し、管理会へ移行する」という方向性が決定された。

今後の予定(案)

令和4年12月7日	対象集落の自治会長を対象に説明会の開催
令和5年3月	鹿野財産区議会として議会廃止・管理会設置の方針を正式に決定
令和5年度	条例改正等の諸手続き
令和6年4月	鹿野財産区管理会へ移行

財産区運営方法に係る比較表

区 分	財産区議会	財産区管理会
定 数	定数：9名	定数：7名以内
選出方法 費 用	<p>当該財産区の区域内に住所を有する満25歳以上の者の中から、選挙により選出する。</p> <p>* 実態は町内会からの推薦により選出</p> <p>* 無投票の場合でも、選挙執行負担金（55,000円程度）を市選管へ支払う必要がある。</p>	<p>当該財産区の区域内に住所を有する者で、鳥取市義会の選挙権を有する者のうちから、市長が選任する。</p> <p>* 管理委員の選出方法については、財産区において定める。</p> <p>* 費用は発生しない。</p>
供託金	<p>事前に15万円を供託した上で、立候補の届け出が必要になる。</p> <p>* 従来から無投票当選で選出してきたため、選挙後に返還される。</p>	なし
会 議	原則年2回	必要に応じて管理会を開催する。
権限等	財産の処分、管理運営、財産区の予算及び決算など財産区に関する事項を議決する権限を有する。	財産の処分、管理運営、財産区の予算及び決算などは管理会の同意を得て、鳥取市議会が決議する。